

保険税の納め方

◆ どうやって納めるの？

納付の義務者は世帯主となります。納め方は2種類に分かれています。

年金から天引きされる方(特別徴収)

【対象者】 *以下の条件をすべて満たす世帯の世帯主が対象です。

- 国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 世帯主が65歳以上75歳未満の国保加入者
- 介護保険料が年金から差し引かれている方
- 年金が年額18万円以上の方
- 保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えていない方

【納め方】

年6回の年金支給日に、受給額からあらかじめ徴収されます。

納付書で各自納める方(普通徴収)

【対象者】

- 年金から天引きされる(特別徴収)方以外すべて

【納め方】

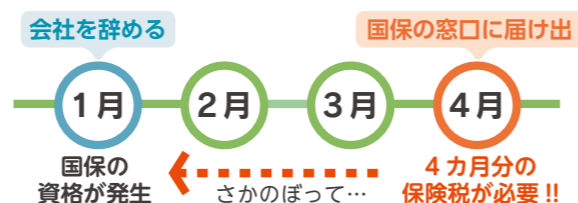
市から送られてくる納付書で、納期限までに指定された金融機関等に納めます。



◆ いつから納めるの？

加入の届け出をしたときからではなく、国保の資格が発生した月から納めます。届け出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります(遡及賦課)。

例えば1月に会社を辞めたのに、届け出を4月にした場合・・・



保険税は期限内に納めましょう

災害など特別な事情がないのに保険税を納めず納税相談にも応じない場合、次のような措置がとられます。★以下の措置がとられても、その間の保険税の納付義務はなくなりません。

納期限を過ぎると・・・

督促が行われます。延滞金などが加算される場合もあります。

それでもなお納めないでいると・・・

資格確認書を返してもらい、代わりに「特別療養費」記載の資格確認書が交付されます。

「特別療養費」記載の資格確認書とは

医療機関等の窓口で「特別療養費記載の資格確認書」を提示して医療を受けた場合は、一旦医療費の全額(10割)を支払います。後日申請により、保険給付相当額を滞納分の国民健康保険税に充てることができます。

※上記のほか、財産差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

※40歳以上65歳未満の方(介護保険の第2号被保険者)は、介護保険についても制限を受ける場合があります。

令和8年度の保険税の納期限

第1期… 令和8年 7月31日	第5期… 令和8年 11月30日
第2期… 令和8年 8月31日	第6期… 令和8年 12月25日
第3期… 令和8年 9月30日	第7期… 令和9年 2月1日
第4期… 令和8年 11月2日	第8期… 令和9年 3月1日

令和8年度

みんなで支える

国保の保険税

保険税は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。きちんと納めていないと、安心してお医者さんにかかれなくなってしまいます。いざというときのために、決められた保険税を期限内に納めましょう。納税通知書は、国保に加入している方がいる世帯主あてに届きます。

子ども・子育て支援の拡充が始まります。

- ※子ども・子育て支援金分の保険料を令和8年4月分からの医療保険の保険料とあわせて徴収します。
- ※こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q & A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

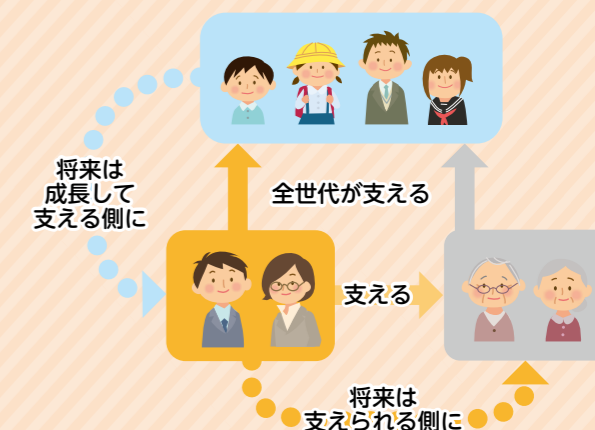
A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 支援金により負担が増えるの？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。



こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせ
こども家庭庁コールセンター
TEL. 0120-303-272(9:00~18:00 日曜、祝日を除く)

保険税の決まり方



年齢によって保険税の内訳は異なります

「医療保険分」と、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、子どもや子育て世代を支える「子ども・子育て支援金分」の合計が保険税となります。40歳以上65歳未満の方は「介護保険分」もあわせて納めます。

40歳未満の人の算出方法

保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 子ども・子育て支援金分

年度の途中で40歳になるとき
●40歳になったとき(40歳の誕生日の前日が属する月)から介護保険分を合わせて納めます。

40歳以上65歳未満の人の算出方法
(介護保険の第2号被保険者に該当)

保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分 + 子ども・子育て支援金分

年度の途中で65歳になるとき
●年度当初に、65歳になる月の前月(1日が誕生日の方はその前々月)までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。

65歳以上75歳未満の人の算出方法
(介護保険の第1号被保険者に該当)

保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 子ども・子育て支援金分

●国民健康保険税とは別に介護保険料を納めます。

75歳以上の人の算出方法

●75歳になる誕生日から、これまで入っていた医療保険を脱退して新しく「後期高齢者医療制度」に加入します。制度の税率に基づき算出され、後期高齢者医療保険料として納めます。令和8年度からは、子ども・子育て支援金分もあわせて納めます。

◆あなたの世帯の保険税は？

国保加入者の所得や人数などに応じて、年度ごと(4月から翌年3月)に世帯単位で決まります。
★具体的な保険税額は、市から送られてくる納税通知書でご確認ください。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	加入者全員の基準総所得額 ^{※1} 円 × 6.9% = 円	加入者全員の基準総所得額 円 × 2.0% = 円	40~64歳の方の基準総所得額 円 × 1.9% = 円	加入者全員の基準総所得額 円 × 0.3% = 円
均等割	加入者の人数 人 × 25,000円 = 円	加入者の人数 人 × 8,400円 = 円	40~64歳の方の人数 人 × 8,700円 = 円	加入者の人数 ^{※2} 人 × 1,400円 ^{※3} = 円
平等割	一世帯につき 23,500円	一世帯につき 7,400円	一世帯につき 7,000円	一世帯につき 900円
あなたの世帯の保険税額	限度額 ^{※4} 67万円	限度額 26万円	限度額 17万円	限度額 3万円

※1…基準総所得額=前年の総所得金額-基礎控除43万円 ※2…18歳未満の人に賦課される均等割額は、全額軽減されます。
 ※3…1,400円のうち100円は18歳以上被保険者均等割額(18歳未満被保険者の均等割額を全額軽減するためにかかる額)
 ※4…医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援金分のそれぞれに課税限度額が設けられており、限度額を超えて納める必要はありません。
 ◎上記の試算表につきましては、月割課税や軽減措置などについては考慮されておりません。そのため、試算結果は実際の決定税額とは異なる場合がありますので、ご了承ください。

所得申告は忘れずに! 所得の申告は、保険税の算定だけでなく、国保の給付を受けるとき、所得に応じた自己負担割合や自己負担限度額を決めるためにも必要です。前年所得がない人や遺族年金・障害年金など非課税所得のみの人も申告する必要があります。また、前年所得が申告されていない場合、軽減が受けられないことがあるので、ご注意ください。

保険税の軽減制度



◆低所得者軽減

世帯の前年の所得が一定基準以下の場合、国民健康保険税の均等割と平等割が軽減されます。該当する世帯は自動的に減額されます。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
7割	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等 ^{※1} の数-1) × 10万円 以下
5割	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等 ^{※1} の数-1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者 ^{※2} 数 以下
2割	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等 ^{※1} の数-1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者 ^{※2} 数 以下

※1 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等に係る所得を有する方(65歳未満:公的年金等の収入金額が60万円を超える方、65歳以上:公的年金等の収入金額が125万円(15万円の特別控除を含む)を超える方)
 ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方も含まれます。

◆未就学児軽減

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を5割減額します。すでに低所得者軽減が適用されている世帯においては、当該軽減後の均等割額を5割減額します。
なお、この軽減については申請不要です。

◆産前産後期間軽減

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入していて、出産予定の方の所得割額と均等割額を産前産後相当分(4か月分または6か月分)減額します。

◆非自発的に失業した65歳未満の軽減

会社の倒産や会社都合による退職など非自発的に失業した65歳未満で雇用保険の受給者は、前年の給与所得を30/100とみなして算定します。軽減を受けるためには、申請が必要です。詳しくは市民課(TEL.028-681-1116)までお問い合わせください。

こんなときは届け出が必要です

市民課 国保係
TEL.028-681-1116



次のようなときは、必ず14日以内に市の窓口へ届け出をしてください。

※下記のほかに、「世帯主」と「手続きの対象となる方」のマイナンバー、窓口に来た方の本人確認ができるものが必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書(海外から転入の場合は、パスポート等)
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を喪失した証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	国保の被保険者が死亡したとき	
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書または資格情報のお知らせ(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯が分かれたりいっしょになったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書
	資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの